

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第17、議案第24号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第25号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第26号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第27号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第28号、多度津町佐柳島体験センターの指定管理者の指定について、議案第29号、多度津町高見島研修センターの指定管理者の指定について、議案第30号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第31号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

教育課長、岡君

教育課長（岡 敦憲）

それでは、議案第24号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第25号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第26号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第27号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第28号、多度津町佐柳島体験センターの指定管理者の指定について、議案第29号、多度津町高見島研修センターの指定管理者の指定について、議案第30号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第31号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についての8議案について、まとめて提案説明を申し上げます。

現在、これらの施設の管理につきましては、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、各施設の管理の状況、利用者サービス等、指定の更新についての検証を行ないました。

その結果、指定管理者制度の導入により、公民館、明徳会図書館、資料館、町民会館（サクラートたどつ）総合スポーツセンター、温水プール（さくらプール）の施設につきましては、管理経費の縮減が図られるとともに、それぞれの施設において、自主事業の定期的な開催をはじめ、地域住民のニーズに即した運営できているなど、一定の成果が上がっており、また、施設本来の設置目的に加え、効率的な運営ができていることなどの観点からも、現在管理を委託している団体に、引き続き管理を行なわせることが、適当と考えております。

よって、これらの施設につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、引き続き公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定しようとするものであります。

また、佐柳島体験センター、高見島研修センターの施設につきましては、管理

経費の縮減が図られるなど一定の成果が上がっておりますが、利用者が少ないこともあり、本施設が効率的な運営ができるよう、費用対効果なども検証しつつ、現在管理を委託している団体に、1年間、引き続き管理を行なわせることが、適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項及び、各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、引き続き公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第24号から議案第31号までの8議案についての提案説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。